

文書提出命令申立事件

(基本事件：[REDACTED] 損害賠償請求事件)

申立人（原告） [REDACTED]

相手方 国（所持者 [REDACTED] 労働基準監督署長）

文書提出命令の申立てに対する意見照会について（回答）

平成 [REDACTED]

[REDACTED] 地方裁判所 [REDACTED] 民事部

裁判長裁判官 [REDACTED]

裁判官 [REDACTED]

裁判官 [REDACTED] 殿

厚生労働省労働基準局補償課

労災保険審理室長

平成 28 年 12 月 21 日付け「意見照会書」により意見照会のあった、平成 28 年 6 月 21 日付け「文書提出命令の申立書」の「第 1 文書の表示」に記載された、平成 23 年 4 月 4 日を労働災害発生日とする労災申請手続、決定に関して収集、作成された文書が民事訴訟法 220 条第 4 号のロに掲げる文書に該当するかどうかについて、下記のとおり意見を述べる。

記

第 1 本件意見照会の対象文書

1 本件意見照会の対象文書は、原告 [] (以下「原告」という。) と被告 [] の間の [] 地方裁判所 [] 支部 [] 号及び [] 地方裁判所 [] 支部平成 [] 号損害賠償請求事件において、原告らが [] 地方裁判所 [] 支部に行つた、文書提出命令の申立の対象文書として特定された、以下の(1)から(16)の文書である。

- (1) 療養補償給付たる療養の給付請求書 (以下「本件文書1」という。)
- (2) 診療費請求内訳書 (入院外用) (以下「本件文書2」という。)
- (3) 適用情報検索帳票 (以下「本件文書3」という。)
- (4) 平成25年2月26日付け復命書 (算定基礎調査) (以下「本件文書4」という。)
- (5) 平成25年2月26日付け調査復命書 (以下「本件文書5」という。)
- (6) 休業支給決定支払決議書 (以下「本件文書6」という。)
- (7) 年金・一時金支給決定一時金支払決議書 (以下「本件文書7」という。)
- (8) 平成27年2月25日付け障害(補償)給付実地調査復命書 (以下「本件文書8」という。)
- (9) 平成25年1月31日付け相談記録表 (以下「本件文書9」という。)
- (10) 平成25年2月12日から同年12月21日までの処理経過 (以下「本件文書10」という。)
- (11) 事業場基本情報 (以下「本件文書11」という。)
- (12) 監督復命書 (以下「本件文書12」という。)
- (13) 平成25年2月22日付け労働者死傷病報告書 (以下「本件文書13」という。)
- (14) 平成25年2月25日付け労働保険 保険関係成立届 (以下「本件文書14」という。)
- (15) 平成27年1月28日付け意見書の提出について (以下「本件文書1

5」という。)

(16) 平成25年2月22日付け是正改善報告書(以下「本件文書16」という。)

2 本件各文書は、平成23年4月4日に発生した原告の労働災害(以下「本件災害」という。)に係る業務上外の判断等を行うために、[]労働基準監督署調査担当者(以下「調査担当者」という。)が作成又は収集した文書、及び申告監督を行った結果等を記載した文書である。

3 本件文書2及び15については、作成者である医師が所属する医療機関の長が当該文書を提出することに同意する旨の意思表示をしている。

第2 意見の要旨

1 本件文書10及び12のうち、法違反の疑いのある事件の調査の手法や行政内部の意思形成の過程等を記載している部分は、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。

本件文書5、8及び9のうち、調査担当者意見、処理経過が記載されている部分は、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。

2 本件文書3、5、11及び14の一部は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められ、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる。本件文書3、5、11及び14の一部が、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否かについては、インカメラ手続等によって、各文書の具体的な内容を十分に把握した上で判断されるべきと思料する。

3 本件文書1、3乃至5、9、10の記載の一部、及び本件文書6、7、11、12、14、16の記載の全ては、本件申立てにおける「証すべき事実」である「原告の被災した事故の態様及びこれに対する上記労基署の評価」と関係が

ないことから、基本事件において証拠として取り調べる必要がない。

4 本件文書2、13、15は、医療機関の長が文書を提出することに同意する旨の意思表示をしていること等から、本案事件に提出することについて、具体的な支障は認められないと考えられる。

第3 民事訴訟法220条4号口について

1 民事訴訟法220条4号口「公務員の職務上の秘密」の意義

民事訴訟法220条4号口にいう「公務員の職務上の秘密」とは、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべきである（最高裁判所昭和52年12月19日第二小法廷決定・刑集31巻7号1053ページ、最高裁判所昭和53年5月31日第一小法廷決定・刑集32巻3号457ページ参照）。そして、上記「公務員の職務上の秘密」には、公務員の所掌事務に属する秘密だけでなく、公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密であって、それが本案事件において公にされることにより、私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるものも含まれると解すべきである（最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定・民集59巻8号2265ページ）。

2 民事訴訟法220条4号口「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」の意義

民事訴訟法220条4号口にいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解される（前掲最高裁平成17年10月14日第三小法廷決定）。

そして、公務員の職務上の秘密に関する文書が、その提出により公共の利益

を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものといえるかどうかは、個々の文書ごとに、その性質、法的根拠、記載内容・方法、公にされた場合の弊害の有無、内容、程度等を考慮して判断すべきである（松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ）。

また、その判断に当たっては、インカメラ手続等によって、当該文書の具体的内容を十分に把握した上でされるべきである（同）。

3 最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷判決の要旨

労働災害が発生した際に労働基準監督官等の調査担当者が労働災害の発生原因を究明し同種災害の再発防止策等を策定するために調査結果等を踏まえた所見をとりまとめて作成した災害調査復命書に、①当該調査担当者が事業者や労働者らから聴取した内容、事業者から提供を受けた関係資料、当該事業場内での計測、見分等に基づいて推測、評価、分析した事項という当該調査担当者が職務上知ることができた当該事業者にとっての私的な情報のほか、②再発防止策、行政指導の措置内容についての当該調査担当者の意見、署長判決及び意見等の行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されている。

「②の情報」に係る部分は、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されたものであり、その記載内容に照らして、これが本案事件において提出されると、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することは明らかである。

第4 本件各文書の検討

1 本件文書10は、原告が[]労働基準監督署に相談した平成23年4月4日の労働災害について、事業者から労働者死傷病報告が所轄労働基準監督署に提出されていない疑いが生じたことから、事実関係の確認、調査等を行った際の処理経過を記載した文書である。

本件文書10の1枚目の「処理経過」欄2行目から12行目及び33行目の記

載、3枚目の「処理経過」欄25行目から27行目、30行目及び31行目の記載、4枚目の「処理経過」欄2行目から33行目の記載、5枚目の「処理経過」欄2行目から33行目の記載は、事実関係の調査の手法の検討・選択の過程、本件会社代表者の携帯連絡先や同人への接触の状況、原告や雇用主のプライバシーに属する情報であって本件災害とは無関係な情報等が記載されており、当該記載は、労働安全衛生法違反（労働者死傷病報告の未提出）の疑いのある事件の調査の手法や行政内部の意思形成の過程等を記載しているところ、労働者死傷病報告の提出については、労働安全衛生法第100条第1項（労働安全衛生規則第97条第1項）において規定されており、当該法条項違反に係る罰条については、労働安全衛生法第120条第5号において50万円以下の罰金に処する旨規定されている。

したがって、本件文書10の一部（上記記載）は、その提出により、労働者死傷病報告未提出事件の調査の手法等が公になることによって同種の事件の捜査が困難になり、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するものであり、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。また、本件文書には、公務員が職務上知り得た私人の秘密に関する情報、及び行政指導等の措置内容についての担当労働基準監督官の意見やそれに対する署長判断及び行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されていることから、最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定に照らしても、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すると考えられる。

なお、本件文書10には、原告の過去の不適切な生活状況（3枚目「処理経過」欄12行目）、原告以外の者の申述から判明した原告の住居に同居している者の氏名及び原告の投薬に関する情報、事業主の携帯電話番号等、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められ、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが存在すると認められる。

2 本件文書12は、原告が雇用されていた事業場における原告とは別の労働者が、
[] 労働基準監督署に賃金が支払われていない旨を申し立て、同労働基準監督署が当該申し立てに基づき、申告監督を行った結果を記載した監督復命書である。

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決（判決年月日）」、「次長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期限」、「確認までの間」、「備考1及び2」、「面接者職氏名」並びに「別添」の各記載欄が設けられている。

本件文書12は、賃金不払いに係る申告監督の年月日、賃金不払いの具体的事實関係、申告監督結果を踏まえ、担当労働基準監督官が署長に対し、要確認判決を求める意見、労働基準法違反の法条項、是正期限等が記載されており、当該記載は、労働基準法違反（賃金不払い）の疑いのある事件の調査の手法や行政内部の意思形成の過程を記載している。また、「監督種別」、「完結区分」及び「署長判決」については、監督指導の契機、どのような場合に事案として完結するのか、署長はどのように判決を行うのかを示すものであり、労働基準監督機関の調査手法・内容等が明らかとなる事項が記載されているところ、賃金の支払については、労働基準法第24条第1項及び第2項において規定されており、当該法条項違反に係る罰則については、労働基準法第120条第1号において30万円以下の罰金に処する旨規定されている。

したがって、本件文書12のうち、「業種」、「事業場の名称」、「事業場の

所在地」、「代表者職氏名」以外の項目については、その提出により、賃金不払い事件の監督の手法等が公になることよって同種の事件の捜査が困難になり、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するものであり、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。

また、本件文書には、行政指導等の措置内容についての担当労働基準監督官の意見や行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されていることから、最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定に照らしても、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すると考えられる。

3 本件文書10の1枚目の「処理経過」欄2行目から12行目及び33行目の記載、3枚目の「処理経過」欄12行目及び25行目から27行目、30行目及び31行目の記載、4枚目の「処理経過」欄2行目から33行目の記載、5枚目の「処理経過」欄2行目から33行目の記載、及び本件文書12は、原告が雇用されていた事業場に係る労働者死傷病報告の未提出及び原告以外の労働者の賃金不払いについて、[] 労働基準監督署の担当労働基準監督官が、事実関係の調査等を行った結果や、雇用主に対し、申告監督等を行った結果等を記載した文書であり、本件申立てにおける「証すべき事実」とは関係がないことから、基本事件において証拠として取り調べる必要がないと認められる。

4 本件文書5、8及び9の調査官意見欄及び処理経過欄は、調査担当者が、本件労働災害に関して、災害の発生状況、治療の状況、保険会計の成立の状況等を調査した結果を踏まえ、本件労働災害に起因する疾病の業務起因性の判断、保険関係の成立の有無、被災者に残存する障害の程度等に関する調査官意見又は処理経過を記載している。

本件文書5、8及び9の調査官意見欄及び処理経過欄は、労働災害に起因する疾病の業務起因性の調査の手法や業務起因性の判断、保険料の算出等の行政内部の意思形成の過程を記載しており、かつ、厚生労働省内において組織的に利用される内部文書であって公表を予定していないものである。

したがって、5、8及び9の調査官意見欄及び処理経過欄は、その提出により、労災調査の手法等が公になり、同種の事案の調査に影響を及ぼすこととなり、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するものであることから、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。また、本件文書の調査官意見欄及び処理経過欄には、公務員が職務上知り得た私人の秘密に関する情報、及び担当職員の意見や行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されていることから、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すると考えられる。

5 本件文書3、5、11及び14の一部は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められ、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが存在すると認められる部分があること。

本件文書3の「事業主の電話番号」欄の携帯電話番号、本件文書5の「10 調査内容」欄4行目26文字目から29文字目、31文字目から33文字目までの同僚労働者の氏名、本件文書11の1枚目の事業主の携帯電話番号、本件文書14の「⑩名称・氏名」欄の事業主の携帯電話番号は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であり、かつ個人の情報として保護されるべきものであって、これらが本案事件において提出され公となれば、関係者との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な遂行に著しい支障を生ずるおそれがある。

6 本件文書1、3乃至7、9乃至12、14及び16のうち、以下の(1)から(5)までに掲げる記載(本件文書1、3、4、5、9の記載の一部)は、労働保険の加入状況等に関する記載、労災保険の適用に関する記載、労働保険料・一般拠出金に係る調査結果、口頭契約の賃金日額などであり、いずれも本件申立てにおける「証すべき事実」とは関係がないことから、基本事件において証拠として取り調べる必要がないと認められる。

また、以下の(6)に掲げる文書のうち、本件文書6及び7は、労働保険給付

の支給決定に関する決議書であり、本件文書11は、事業場の名称、所在地、業種等の事業場の情報を記載した文書であり、本件文書14は、労働保険の成立年月日等を記載した文書であり、本件文書16は、[] 労働基準監督署長に対し、事業を廃止したこと等を報告した文書であるところ、本件申立てにおける「証すべき事実」とは関係がないことから、基本事件において証拠として取り調べる必要がないと認められる。

なお、本件文書10、12については、上記3において記載したとおり。

(1) 本件文書1について

「不支給の理由」欄1行目1文字目から5文字目までの労働保険の加入状況等に関する記載

(2) 本件文書3について

「成立年月日」欄、「受付年月日」欄、「事業廃止・終了年月日」欄、「廃止等理由」欄、「廃止区分」欄、「保険関係等区分」欄、「常時使用労働者数」欄、「高齢労働者数」欄、「雇用保険被保険者数」欄、「労災保険率」欄、「業種コード」欄、「一般拠出金率」欄及び「成立帳票種別」欄の記載

(3) 本件文書4について

「事業場数」欄、「調査件数」欄、「調査後確定額」欄、「追徴額」欄及び「返還額」欄の記載

(4) 本件文書5について

「10 調査内容」欄5行目18文字目から25文字目までの口頭契約の賃金日額の記載

(5) 本件文書9について

「相談内容」欄13行目の労働保険の加入状況等に関する記載

(6) 本件文書6、7、11、14、16について

記載の全て

7 本件文書2、13、15は、作成者である医師が所属する医療機関の長が当該文書を提出することに同意する旨の意思表示をしていること等から、これらを本案事件に提出することについて、具体的な支障は認められないと考えられる。

8 本件各文書の概要

平成28年10月18日付け「文書提出命令の申立てに対する意見書」記の第4「本件文書の検討」の1「本件各文書の概要」と同じ。